

○総務省告示第百一号

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第七項の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第百六十五号（地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
<p>地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の総務大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額とする。</p>			
補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	額	補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間の区分	額
〔略〕	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	三千九百七十円	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	三千九百七十円
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	三千九百四十円		

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。